

平成25年6月定例会 追加提出議案の概要

第50号議案 草加市庁舎建設審議会条例の制定について

1 目的

庁舎の建設に関する事項を調査審議するため、草加市庁舎建設審議会を設置するものです。

2 内容

(1) 組織

審議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

ア 学識経験者

イ 地域団体等の代表者

ウ 市民の代表者

(2) 任期

委員の任期は、委嘱の日から審議会から市長への答申があった日までとします。

3 施行期日等

(1) 施行期日

平成25年7月1日から施行します。

(2) この条例の失効

この条例は、審議会から市長への答申があった日限り、その効力を失います。

第51号議案 職員等の給与の臨時特例に関する条例の制定について

1 目的

国家公務員の給与減額支給措置との権衡、国からの要請等に鑑み、平成25年7月1日から平成26年2月28日までの間において、職員等の給与を減額するものです。

2 内容

(1) 一般職の職員の給与減額措置

ア 給料

給料月額から、給料月額に次の表の区分に応じた割合を乗じて得た額を減額します。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	4級以下	100分の4.77
	5級から7級まで	100分の7.77
	8级以上	100分の9.77

医療職給料表（１）	１級	１００分の４．７７
	２級	１００分の７．７７
	３級以上	１００分の９．７７
医療職給料表（２）	４級以下	１００分の４．７７
	５級から７級まで	１００分の７．７７
	８級	１００分の９．７７
医療職給料表（３）	３級以下	１００分の４．７７
	４級から６級まで	１００分の７．７７
	７級	１００分の９．７７

イ 手当

次の手当は、手当の額に上記の減額割合を乗じて得た額を減額します。

- (ア) 地域手当（給料月額相当分のみ減額対象）
- (イ) 時間外勤務手当
- (ウ) 休日勤務手当
- (エ) 夜間勤務手当

(2) 特別職等の給与減額措置

特別職等の給料について、現在既に減額を行っている市長、副市長、教育長は、減額率をさらに１０％上乗せし、病院事業管理者については、新たに１０％を減額します。

	本来の給料月額	現行の給料月額 (減額率)	条例施行後の給料月額 (減額率)
市長	1,040,000円	832,000円 (20%)	728,000円 (30%)
副市長	875,000円	787,500円 (10%)	700,000円 (20%)
教育長	750,000円	712,500円 (5%)	637,500円 (15%)
病院事業管理者	820,000円	820,000円	738,000円 (10%)

3 施行期日

平成25年7月1日から施行します。